

八幡浜市環境基本計画策定の背景

大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした私たちの生活スタイルは、物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた一方で、環境に大きな影響を与えています。自動車の排気ガスによる大気汚染や河川などの水質汚濁、廃棄物の不法投棄問題などの身近な生活型のものから、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題にまで拡大しています。増大する環境への負荷は、自然の生態系を破壊し、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っています。

美しく穏やかな宇和海に臨み、温暖な気候によって育まれた自然豊かなまち、また、「みかん」と「さかな」という自然の恵みによって発展してきたまちである八幡浜市を私たちが互いに協力して、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造することは、よりよい環境を将来の世代に引き継ぐために、早急に取り組まなければならない市の責務です。

このような中、国において、平成5年に制定された環境基本法は、環境施策の新たな理念を定め、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための枠組みを示しています。

環境基本法においては、地方公共団体の責務を「基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しており、国の環境基本法や環境基本計画の枠組みや理念・目標を地域で実現するための環境計画の策定が求められています。

また、愛媛県においては、平成8年に愛媛県環境基本条例の制定、平成22年にえひめ環境基本計画が策定され、環境の保全に関する施策が総合的・計画的に進められています。

今回、八幡浜市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）に示された基本理念を踏まえ、八幡浜市が目指す姿を示すとともに、その実現に向けて市が行う環境に関する施策の方向性及び市民・事業者・行政などの各主体の役割を示し、環境にやさしい生活や地域の環境保全活動などの推進に努め、社会経済状況の変化及びこれに伴う関係法律・制度的確に対応しつつ、八幡浜らしい環境施策を総合的に講じていくため、八幡浜市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しました。

環境基本計画策定の目的・根拠

環境基本計画は、八幡浜市の望ましい環境像を明らかにし、良好な環境の確保に向けて市の施策を積極的に推進していく役割を担っています。八幡浜市が行う様々な施策を“環境負荷を低減し、持続可能な社会を築く”という視点から体系化し、市民、事業者、行政などの各主体の役割を明確にし、協働の視点に立って良好な環境の保全及び創造を進めるためのものです。

環境基本計画の策定は、環境基本条例第9条「市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八幡浜市環境基本計画を定めるものとする。」に基づいています。

また、環境基本条例の第3条には、今日の環境問題を踏まえて環境の保全及び創造に関する環境施策の基本理念を定めています。

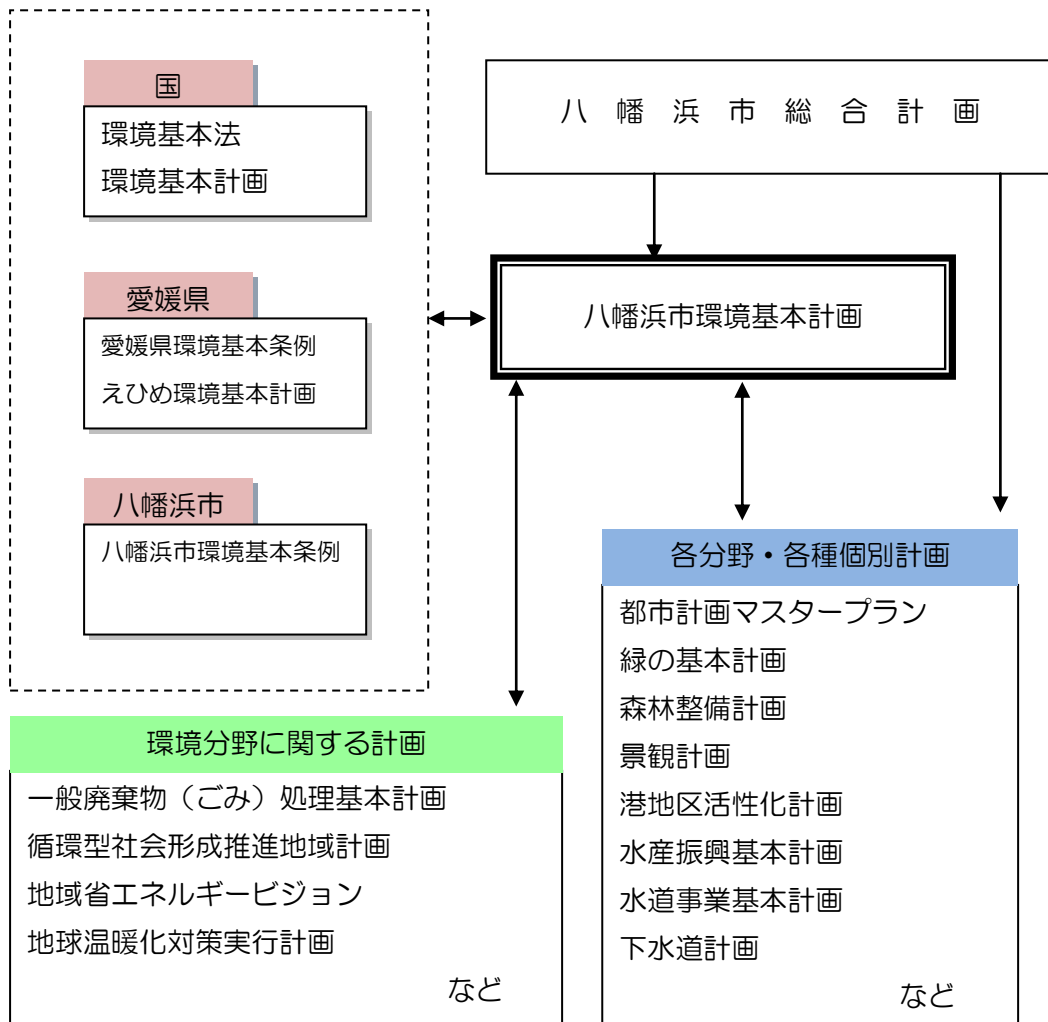
基本理念 環境基本条例第3条より

- 1 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適性に維持し、向上させることによって、人と自然が共生し、循環を基本とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題としてとらえ、それぞれの施策、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

環境基本計画の位置付け

環境基本計画は、八幡浜市のまちづくりを環境面から具体化するものであるとともに、環境基本条例に基づいて策定されるものです。

国や愛媛県の環境基本計画などの上位計画をはじめとする環境の保全及び創造などに関連する各分野の基本的な計画、各種実施計画などと連携を図り、八幡浜市における環境行政を総合的かつ計画的に推進します。



環境基本計画の対象地域

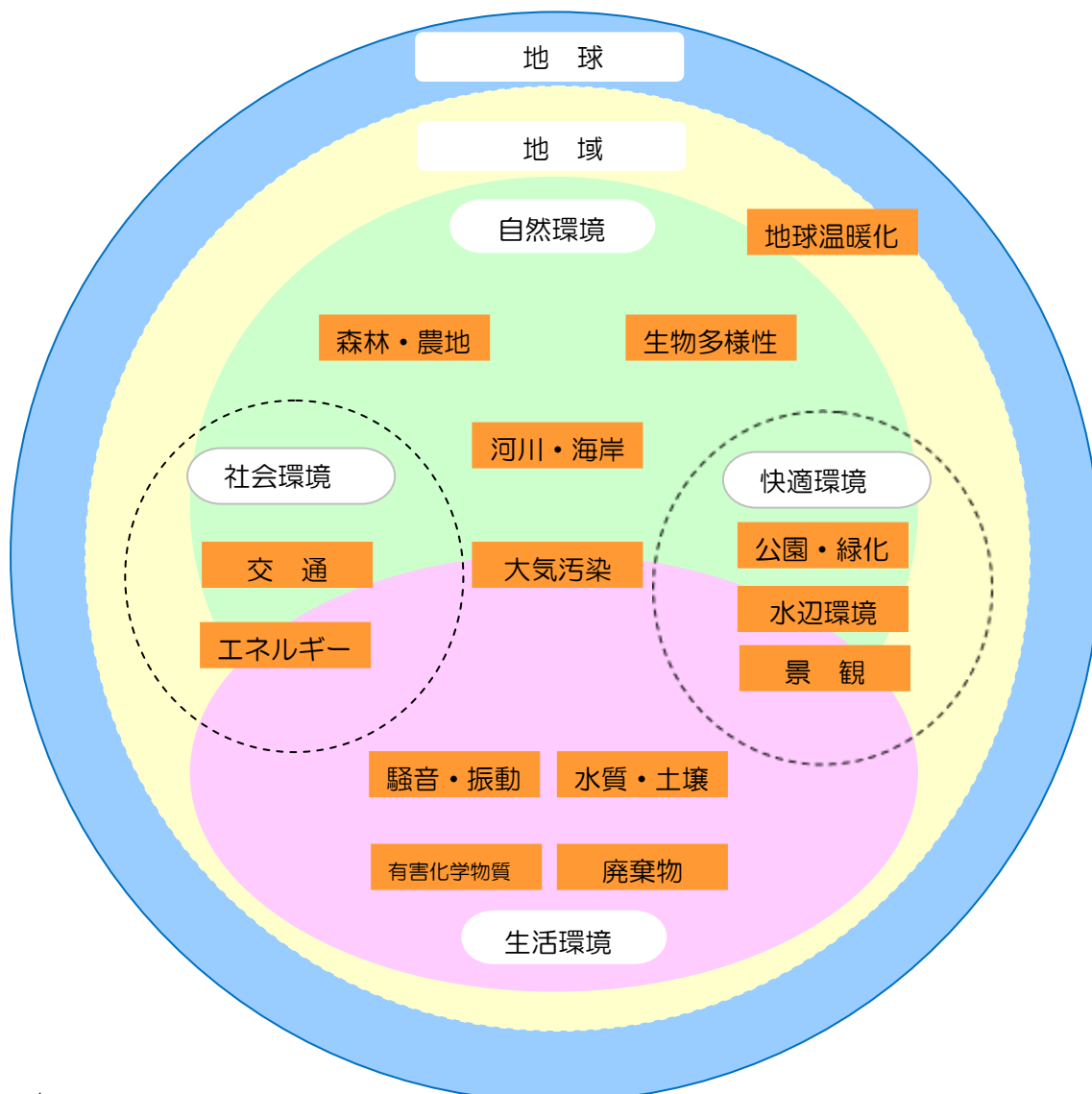
環境基本計画の対象地域は、八幡浜市全域とします。

なお、地球温暖化などの市域を超えて取り組む必要がある課題や、国、県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる施策については、広域連携の推進に努めます。

環境基本計画の対象環境分野

さまざまな環境要素の範囲を明確に区分することが困難となった現在では、それぞれの環境要素の境界が重なり合っています。

そこで、対象分野としては、日常から地球規模の環境まで幅広くとらえ、市の環境特性を生かし「八幡浜らしさ」を反映させるとともに、必要な分野については近隣市町も含めた広域的視点に立って考える必要があります。



環境基本計画の期間

環境基本計画の期間は、平成 26 年度（2014）からおおむね 20 年間とします。また、新たに発生するさまざまな課題への取り組みを進めるためには、定期的に計画を見直し、起りうる課題の解決に柔軟に対応することが必要です。

そのため、環境基本計画では約 5 年毎（予定）を目途に施策の達成状況を確認し、必要に応じて修正を行います。

